

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱

制定	平成 23 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 47 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	要綱第 44 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	要綱第 36 号
改正	平成 27 年 2 月 23 日	要綱第 59 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震補強設計を実施しようとする建築物の所有者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、住宅等の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱（平成 16 年品川区要綱第 67 号。以下「耐震診断要綱」という。）第 2 条第 1 号に定める耐震診断をいう。

(2) 耐震補強設計 耐震改修工事を目的として、建築物の構造別に、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省建築指導課監修）、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（国土交通省建築指導課監修）、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（国土交通省建築指導課監修）、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（国土交通省建築指導課監修）に基づいて行う次号に定める耐震改修工事の補強設計をいい、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および関係法令に不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。マンションおよび緊急輸送沿道建築物の補強設計にあつては当該内容について評定を取得したものであること。

(3) 耐震改修工事 耐震診断および耐震補強設計の結果に基づいて、木造建築物にあつては、耐震改修後の構造耐震指標 I_w 値（以下「 I_w 値」という。）が精密診断で 1.0 相当以上、非木造建築物にあつては、構造耐震指標 I_s 値（以下「 I_s 値」という。）が第 2 次診断または第 3 次診断で 0.6 相当以上となることを目的として実施する補強工事をいう。

(4) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条で定める建築士であつて、同法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定で新築を改修と読み替えて適用する者をいう。

(5) マンション 非木造共同住宅のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存するもので、人の居住の用に供する専有部分があるもの

イ 地階を除く階数が原則として 3 以上のもの

ウ 敷地が品川区地域防災計画において定められた啓開道路に接するものまたは延べ面積が 1,000 m^2 以上のもの

(6) 緊急輸送沿道建築物 個人または法人が所有する緊急輸送道路等として指定された道路の沿道建築物のうち、高さが前面道路幅員の 2 分の 1 を超えるものをいう。

(7) 評定 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が「耐震判定委員会設置登録要綱（平成 21 年 7 月 28 日既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会制定）」に基づいて設置した耐震判定委員会が行う評価、判定等をいう。

(助成対象建築物)

第 3 条 この要綱による助成金の交付対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、耐震診断要綱に基づく助成金の交付の対象となった建築物または品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業要綱に基づく耐震診断の助成金の交付の対象となった建築物で次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、この要綱による助成金の交付を受けたことのある建築物およびこの要綱による助成金と類似の補助金等を受ける建築物は除く。

(1) 品川区内のものであること。

(2) 耐震診断要綱第 2 条第 1 号による耐震診断の結果、木造にあっては一般診断で I_w 値が 1.0 未満相当、非木造にあっては第 2 次診断または第 3 次診断で I_s 値が 0.6 未満相当のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める建築物を助成金の交付対象とすることができる。

(助成対象者)

第 4 条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者とする。ただし、共有建築物にあっては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあっては、区分所有者によって合意された代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

(助成の内容)

第 5 条 助成対象者が助成対象建築物の耐震補強設計を行う場合の助成額は、次に掲げる額とする。また、額の算定については、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震補強設計に要する経費のうち、2 分の 1 の額。ただし、限度額は 20 万円とする。

(2) 非木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震補強設計に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 20 万円とする。

(3) マンションの耐震補強設計に要する経費（住宅部分に係る費用に限る）の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 200 万円とする。

(4) 緊急輸送沿道建築物の耐震補強設計に要する経費の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 200 万円とする。

2 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(耐震補強設計申請手続)

第 6 条 耐震補強設計の助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ住宅等耐震補強設計助成申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(助成対象者の確認等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定したときは住宅等耐震補強設計助成対象確認通知書（第2号様式。以下「確認通知書」という。）により、助成対象にならないことを決定したときは、住宅等耐震補強設計助成対象にならない旨の通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（耐震補強設計の着手）

第8条 前条の規定により助成対象の確認を受けた者（以下「助成予定者」という。）は、確認通知書を受領後、当該耐震補強設計に関する業務請負契約等を締結し、速やかに耐震補強設計に着手しなければならない。

2 助成予定者は、耐震補強設計に着手したときは、速やかに耐震補強設計着手届（第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

（耐震補強設計の取りやめ）

第9条 助成予定者は、事情により耐震補強設計を取りやめるときは、耐震補強設計取りやめ届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

（助成金の交付申請）

第10条 助成予定者は、耐震補強設計が完了したときは、速やかに住宅等耐震補強設計助成金交付申請書（第6号様式）に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（1）耐震補強設計図書（図面、構造計算）

（2）耐震補強設計に係る請負契約書またはその写し

（3）耐震補強設計費用に係る領収書もしくは請求書またはそれらの写し

（4）耐震診断書（木造は精密診断、非木造は第2次診断または第3次診断とする）またはそれらの写し

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは住宅等耐震補強設計助成金交付決定通知書（第7号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは住宅等耐震補強設計助成金不交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知する。

（助成金の交付請求）

第12条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、住宅等耐震補強設計助成金交付請求書（第9号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2）耐震補強設計を行うに当たり、遵守すべき法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、住宅等耐震補強設計助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成金交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 この要綱に基づく助成金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。